

緊急通行車両確認申出書提出の際の注意点

令和6年9月
江戸川区

改正災対法施行令等施行後の運用 警察庁
2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができます。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができるようになります。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。

災害発生前に確認を受けるには？
当該車種の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察本部、警察署）や消防本部（防犯担当課）の窓口を通じて申出を行ってください。

必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

- 緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第7号）
- 添付書類
 - ① 自動車検査済証又は軽自動車届出済証の写し
 - ② 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（例 防災業務計画(抜粋可)、契約書の写し、証明書類等）
 - ③ 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類（例 車両リスト、証明書類等）

なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。

緊急通行車両確認申出書の「申出者」は誰になるの？
申出になれるのは、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用人は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等に譲渡する計画等がある車両の使用人又は管理責任者となります。

申出は必ず車検証に記載されている「使用の本拠の位置」を管轄する警察署の窓口で行うこと。

【車検証抜粋】

使用の本拠の位置	東京都江戸川区東葛西1丁目1-1
有効期間の満了する日	令和6年11月25日

緊急通行車両確認申出書は**警視庁ホームページ**等でダウンロード可。

添付書類

(1) 自動車検査済証又は軽自動車届出済証の写し

- ① 申出の前に車検証の有効期限を必ず確認すること
※窓口での提出時に有効期限内であればOK
- ② 電子車検証の場合は小さい車検証のコピー（有効期限記載なし）は必須。記録事項（A4の紙で有効期限記載あり）の提出は任意だが、持参すると手続きがスムーズ。

(2) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類である以下2点が必要(例 防災業務計画(抜粋可)、契約書の写し、証明書類等)

- ① **防災業務計画(抜粋可)**…江戸川区地域防災計画
江戸川区 HP にカテゴリー別に掲載 ↓ ※表紙も提出要(全カテゴリー)
URL:<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosai/kyoryokukyote/kinkyutukosyaryo.html>
- ② **契約書の写し**…協定書原本の写し※江戸川区地域防災計画【資料編】の写しでも可
江戸川区地域防災計画【資料編】 ↓
URL:<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/523/shiryou7kyoutei20240226.pdf>

(3) 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類(例 車両リスト、証明書類等)

- ①、②をもって証明可能につき省略可

★★★①～③以外に「**上申書**」が必要な場合があります(詳細は次頁に記載)。★★★

